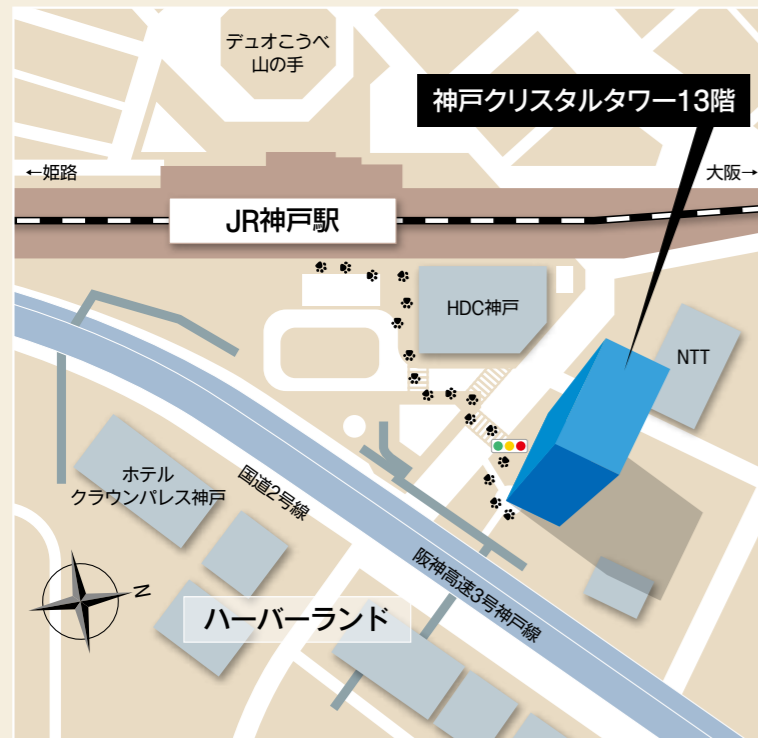


ご案内MAP



- JR「神戸駅」からハーバーランド方面へ徒歩3分
- 神戸高速鉄道「高速神戸駅」東出口からハーバーランド方面へ徒歩7分
- 神戸市営地下鉄海岸線「ハーバーランド駅」から徒歩3分



兵庫県行政書士会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー13階

お問い合わせは

TEL 078-371-6361 (平日 9:00~17:00)

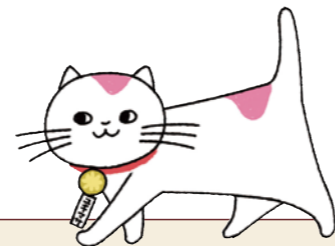
E-mail: gyoseishoshi@hyogokai.or.jp FAX.078-371-4715

兵庫県行政書士会

検索 

行政書士ADRセンター兵庫(兵庫県行政書士会内)

TEL 078-371-8823



HGG 1703-3



INFORMATION

GYOSEISHOSHI LAWYER'S ASSOCIATION OF HYOGO

兵庫県行政書士会

市民と行政をつなぐ
あなたの街の法律家



行政書士 市民と行政をつなぐ街の法律家

行政書士の役割

行政書士は、行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)に基づく国家資格者で、官公署へ提出する許認可等の申請書類の作成・提出・手続代理、権利義務又は事実証明に関する書類の作成及びこれらの相談に応ずることを業とする法律実務の専門家です。

社会生活の複雑化等に伴い、作成に高度な知識を要する書類が増加するなか、行政書士の役割はますます重要になってきたと言われています。また、行政書士の業務も、従来の依頼されたとおりに書類作成を行う、いわゆる代書業務から、コンサルティングも含む許認可手続代理業務や契約書等の作成代理業務など、より高度な専門性が求められ、今日では事業のリスクマネジメントやコンプライアンスに関するサポートも行っています。

我々行政書士は、国民の生活に密着した法務サービスを提供して、高い倫理観を持って職務にあたるよう心がけています。

行政書士法 第一条(目的)

この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

🌸 コスモスは「調和と真心」のしるし

規則により制定されている行政書士の徽章は、秋桜(コスモス)の花弁の中に「行」の文字を配したもので、調和と真心をあらわしています。行政書士の徽章が意味するように、行政書士は社会調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士倫理綱領



行政書士は許認可・登録申請・遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

行政書士制度のあらまし

行政書士制度は、1872年(明治5年)の太政官達「司法職務定制」に基づく代書人制度に始まります。1920年(大正10年)に代書人規則が制定され、終戦を経た1951年(昭和26年)、国民の利便に資する目的で新たに定められた「行政書士法」により、行政書士という国家資格が発足し、幾度かの改正を経て今日に至っております。

行政書士制度と兵庫県行政書士会のあゆみ

- 1951年(昭和26年) ● 行政書士法公布・施行
- 1953年(昭和28年) ● 日本行政書士会連合会発足
- 1960年(昭和35年) ● 行政書士法改正 強制入会制度へ
- 1960年(昭和35年) ● 兵庫県行政書士会 設立総会
- 1961年(昭和36年) ● 兵庫県行政書士会 第一回定期総会
- 1980年(昭和55年) ● 行政書士法改正 提出手続代行、相談業務を業に含む
- 1983年(昭和58年) ● 行政書士法改正 行政書士試験が国家試験へ移行
- 1989年(平成元年) ● 申請取次行政書士制度が発足
- 1999年(平成11年) ● 兵庫県行政書士会会則から報酬規定を除外
- 2000年(平成12年) ● 一般財団法人 行政書士試験センター設立
- 2003年(平成15年) ● 行政書士法改正 行政書士法人制度を創設
- 2012年(平成24年) ● 行政書士ADRセンター兵庫の認証
- 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター兵庫設立
- 2014年(平成26年) ● 行政書士法改正 特定行政書士制度が発足

行政書士の新しい制度 ～特定行政書士～

平成26年6月27日に公布され、同年12月27日に施行された改正行政書士法により、特定行政書士制度が創設されました。

①官公署に提出する書類等の作成・提出手続の代理、②行政処分に対する聴聞・弁明の機会の付与手続の代理といった従来の行政書士業務に加えて、この制度に基づく法定研修を修了した特定行政書士は、③行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求など行政庁に対する不服申立て手続についての代理、及びその手続について官公署に提出する書類の作成を業とすることができます。

どの行政書士が特定行政書士であるかについては、日本行政書士会連合会ホームページの「行政書士を探す」で検索できます。

特定行政書士の活躍を通して、法の公正性・利便性の向上を図るとともに、救済手段の拡充という形で国民の皆さまの権利擁護に寄与してまいります。

- ① ● 許認可等の申請書類の作成・提出手続の代理
- ② ● 行政指導による申請不受理の対応
 - 営業停止・許認可等の取消の対応
 - 行政指導による指導・勧告の対応
 - 行政指導の中止の申出
 - 行政への処分、行政指導の申出
- ③ ● 審査請求書の作成
 - 営業停止・許認可等の取消の対応
 - 申請拒否の対応



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

建設業・宅建業

高い専門性が必要となる建設業の許可申請や宅地建物取引業の免許申請等について、許認可のスペシャリストである行政書士が、書類作成から申請までトータルでサポートします。

- 建設業許可申請 ●入札参加資格審査申請
- 浄化槽工事業登録申請 ●建築士事務所登録申請
- 経営事項審査に係る申請 ●解体工事業登録申請
- 登録電気工事業者登録申請 ●測量業者登録申請
- 宅地建物取引業免許申請 ●BCPのサポート等

運輸・観光業

自動車の購入時や、引越しによる自動車ナンバーの変更手続など、日常生活にあまりなじみのない兵庫陸運部、運輸支局又は運輸局や警察署での手続もお手伝いします。運送事業に関する許可申請もお任せください。旅行業や旅館業もトータルにサポートします。

- 車庫証明申請 ●自動車登録申請
- 運送事業経営許可申請 ●特殊車両通行許可申請
- 保安基準の緩和申請 ●倉庫業登録申請
- Gマーク申請のサポート ●グリーン経営認証のサポート
- 旅行業登録申請 ●旅館業営業許可申請(ホテル等)
- 旅券発給申請等

法人設立・経営支援

株式会社、NPO法人等、各種法人を設立するための書類作成を行っています。さらに、融資の申込や、補助金申請、記帳代行など、設立後の経営に関するコンサルティングも行います。

- 法人設立関係(株式会社、中小企業等協同組合、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、宗教法人等)
- 公庫等の金融機関に対する融資申込
- 記帳代行、会計帳簿作成 ●定款・議事録・就業規則・規程の作成に基づくリスクマネジメントのサポート等

相続・契約

遺産分割協議書や相続関係説明図等の書類作成を中心に、その前提となる諸々の調査も行います。各種契約書や離婚協議書等の権利義務や事実証明に関する書類作成もお任せください。

- 遺産分割協議書の作成 ●相続関係説明図の作成
- 遺言書作成支援 ●各種契約書の作成
- 内容証明郵便の作成 ●クーリングオフの手続
- 離婚協議書の作成 ●任意後見契約のサポート等

産業廃棄物・環境リサイクル

産業廃棄物や一般廃棄物の収集運搬・処理業、自動車の解体業等、環境やリサイクルに関する申請手続についても、行政書士の仕事の一部です。

- 産業廃棄物収集運搬・処理業許可申請
- 一般廃棄物収集運搬・処理業許可申請
- 自動車リサイクル法に基づく手続 ●環境基準や関係法令に基づく諸手続
- 公害防止協定書、念書の作成 ●エコアクション21認証のサポート
- 地域版EMSとEA21との相互認証のサポート
- フロン類充填回収業者登録申請 ●廃棄物再生事業者登録申請等

農業・不動産

農地の上の家や施設の建設、農地の売買や賃貸などは、都市計画法や建築基準法、農地法といった様々な法令によって制限されています。この場合、行政庁への許可申請手続等が必要ですので、我々がサポートいたします。

- 農地転用関係 ●開発許可、宅造規制区域工事許可
- 道路占用許可、水路占用許可関係
- 官民境界協定申請関係 ●農業生産法人関係
- 国土法、土地基本法に関するもの
- 公有地の払い下げ関係 ●建築許可申請等

知的資産経営・補助金

知的資産とは、見えにくい経営資源(人材、技術、理念等)の総称で、企業競争力の源泉です。行政書士は、知的資産経営の導入をサポートします。また、言語や音楽、プログラムなど、著作物にかかわる業務も行っています。ライセンス契約書の作成もお任せください。

- 知的資産経営支援、同報告書作成支援
- プログラム著作物・著作権等登録申請
- 品種登録(種苗法)出願
- 育成者権に係る契約書の作成及び登録申請
- 回路配置利用権等登録申請 ●地理的表示保護制度
- 経営革新計画承認申請 ●各種補助金申請等

金融・情報

金融業に関する各種申請、個人情報の保護をはじめコンプライアンスに関するサポートを行っています。また、預貯金など財産の管理から名義の変更等、各種手続もお任せください。

- 預貯金・有価証券・生命保険・損害保険の名義変更
- 財産管理 ●貸金業登録申請
- 投資助言代理業登録申請 ●商品先物取引業許可申請
- 個人情報保護規程、コンプライアンス規程、秘密管理保護規程など規程の作成
- プライバシーマークのサポート等

警察・保健衛生

飲食店等を始めるには、食品営業許可が必要です。また、ラウンジやパチンコ店などは、風俗営業許可が必要です。店舗が許可基準を満たしているかどうかを判断し、スムーズな事業のスタートをサポートします。

- 風俗営業許可申請 ●飲食店営業許可申請
- 古物営業許可申請 ●酒類販売業許可申請
- 食品製造業営業許可申請 ●公衆浴場営業許可申請
- 警備業認定申請 ●建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請
- 建築物排水清掃業登録申請等

福祉・医療

社会福祉法人・医療法人の立ち上げや、障がい者の就労支援事業等の障害福祉サービス事業を始めるにあたりクリアしなければならない基準については、行政書士にご相談ください。

- 障害福祉サービス事業指定申請
- 医療法人の設立認可申請 ●社会福祉法人設立認可申請
- 医薬品販売業の許可申請
- 高度管理医療機器販売業許可申請 ●障がい者支援
- 介護タクシー許可申請 ●生活保護申請等

在留資格・国籍取得

「申請取次行政書士」は、申請人に代わって入国管理局に申請書等を提出することができます。外国の方の入国・在留などの煩雑な手続は私たち専門家にお任せください。また外国の方が日本国籍を取得するための帰化許可申請も支援します。

- 在留資格認定証明書交付申請 ●在留資格取得許可申請
- 在留資格変更許可申請 ●在留期間更新許可申請
- 再入国許可申請 ●就労資格証明書交付申請
- 永住許可申請 ●日本国籍取得(帰化許可申請)等

交通事故

被害者の依頼により、交通事故にかかわる調査や自賠責保険に基づく後遺障害等級認定を含む自賠責保険請求手続を支援いたします。

- 自賠責保険請求等

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

困ったときは行政書士にお任せするニャ!



兵庫県行政書士会組織概要

兵庫県行政書士会では、1789人の行政書士が登録し(2017年2月28日現在)、国民と行政とを結ぶ絆として国民生活の向上と社会の繁栄進歩に貢献しています。



業務部専門部会

兵庫県行政書士会では、12の専門部会を設けて日々研鑽を積み、会員の実務能力の向上と品位の保持を図っていますので、専門家としての立場からレベルの高いサービスを提供することができます。法務と実務のスペシャリスト、行政書士にお任せください。

- 建設専門部会
- 国際専門部会
- 営業許可専門部会
- 運輸専門部会
- 交通専門部会
- 金融・情報専門部会
- 相続・契約専門部会
- 法人・会計専門部会
- 土地専門部会
- 環境・リサイクル専門部会
- 知的資産専門部会
- 福祉・医療専門部会

支部

兵庫県行政書士会には兵庫県内に10の支部組織があり、無料相談会の開催をはじめ地域に密着した活動をしています。

■神戸支部

[区域] ●東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区・垂水区
 [会員数] ●447名(2017年2月28日現在)
 [所在地] ●〒650-0023 神戸市中央区栄町通6丁目1番18号
 ライオンズスクエア神戸元町1001号
 [TEL/FAX] ●078-341-1721/078-341-7832
 [ウェブ] ●http://kobe.hyogokai.or.jp/

■阪神支部

[区域] ●尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町
 [会員数] ●397名(2017年2月28日現在)
 [所在地] ●〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29番12号 山岡マンション101号
 [TEL/FAX] ●06-6426-5123/06-6426-5125
 [ウェブ] ●http://hanshin.hyogokai.or.jp/

■摂丹支部

[区域] ●三田市・丹波市・篠山市
 [会員数] ●82名(2017年2月28日現在)

■明石支部

[区域] ●明石市・三木市・神戸市西区
 [会員数] ●153名(2017年2月28日現在)
 [ウェブ] ●http://akashi.hyogokai.or.jp/

■加古川支部

[区域] ●加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
 [会員数] ●134名(2017年2月28日現在)
 [ウェブ] ●http://kakogawa.hyogokai.or.jp/

■東播支部

[区域] ●西脇市・小野市・加西市・加東市・多可町
 [会員数] ●86名(2017年2月28日現在)
 [ウェブ] ●http://toban.hyogokai.or.jp/

■姫路支部

[区域] ●姫路市・神河町・市川町・福崎町
 [会員数] ●248名(2017年2月28日現在)
 [ウェブ] ●http://himeji.hyogokai.or.jp/

■西播支部

[区域] ●相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町
 [会員数] ●117名(2017年2月28日現在)

■但馬支部

[区域] ●豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町
 [会員数] ●78名(2017年2月28日現在)
 [ウェブ] ●http://tajima.hyogokai.or.jp/

■淡路支部

[区域] ●洲本市・南あわじ市・淡路市
 [会員数] ●47名(2017年2月28日現在)



兵庫県行政書士会の社会貢献活動、取り組みの紹介

■法の日の無料相談会や行政書士記念日の市民講座の開催

毎年10月1日の「法の日」と2月22日の「行政書士記念日」に、市民の皆さまのために、市民講座や無料相談会などを開催しています。



■ADR(裁判外紛争解決手続)

兵庫県行政書士会は、法務大臣の認証を受けた民間紛争解決手続による和解の仲介を行う機関として行政書士ADRセンター兵庫(認証番号:第111号)を設置しました。

行政書士ADRセンター兵庫では、調停手続のための相談を無料で行っていきます(調停手続の利用には別途費用がかかります)。行政書士ADRセンター兵庫では、4つの専門分野の紛争(兵庫県内のもの)を取り扱います。

- ①自転車事故に関する紛争
- ②愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- ③居住用賃貸物件に関する敷金返済または原状回復に関する紛争
- ④外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

■成年後見

平成22年8月に、全国の行政書士のうち成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員とする一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターが設立されました。兵庫県においても支部「コスモスひょうご」が置かれ、会員の行政書士が財産管理、身上監護を行い、成年後見制度を利用される方の安心した暮らしをサポートしています。

■兵庫県行政書士会では、以下のような連携・協力活動を行っています。

行政との連携

兵庫県・各市町・地方支分部局等の行政と「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定」を締結し、被災者が災害時にも行政手続をスムーズに行えるよう支援協力態勢を確立しています。

日本政策金融公庫との協力態勢

中小企業等の支援のため、株式会社日本政策金融公庫神戸支店との間で覚書を取り交わし、中小企業等を支援するための情報提供や研修会講師派遣等の相互協力態勢を確立しています。

大学との連携

神戸学院大学および姫路獨協大学と学術交流協定を締結し、行政書士会から法学部の講義への講師派遣や、大学の法学部から行政書士会主催の研修への講師派遣などの連携をしています。

環境への取り組み

2010年4月より、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)を導入し、地球環境にやさしい組織運営を目指しています。

お近くの行政書士の探し方

兵庫県行政書士会の公式ホームページでは、行政書士を探すための検索システムを備えており、「事務所所在地」や「専門とする業務」などの条件を指定して、それぞれのニーズにマッチした行政書士を検索することができます。ご不明な点は、兵庫県行政書士会事務局にお問い合わせください。